

(法學譯粹第 2 篇)

大麻管制法(大麻取締法)*

張傑雄**

第一章 總則	(第一條~第四條)
第二章 許可	(第五條~第十一條)
第三章 大麻處理者	(第十二條~第十七條)
第四章 監督	(第十八條~第二十一條)
第五章 雜則	(第二十二條~第二十三條)
第六章 罰則	(第二十四條~第二十七條)

【目次】

第 1 章 總 則	(第 1 条 ~ 第 4 条)
第 2 章 免 許	(第 5 条 ~ 第 11 条)
第 3 章 大麻取扱者	(第 12 条 ~ 第 17 条)
第 4 章 監 督	(第 18 条 ~ 第 21 条)
第 5 章 雜 則	(第 22 条 ~ 第 23 条)
第 6 章 罰 則	(第 24 条 ~ 第 27 条)

昭和二十三年七月十日法律案第一百二十四號(西元 1948 年 7 月 10 日)
平成二年六月十九日法律案第三十三號修正(西元 1990 年 6 月 19 日)
平成三年十月五日法律案第九十三號修正(西元 1991 年 10 月 5 日)
平成十一年七月十六日法律案第八十七號修正(西元 1999 年 7 月 16 日)
平成十一年十二月八日法律案第一百五十一號修正(西元 1999 年 12 月 8 日)
平成十一年十二月二十二日法律案第一百六十號修正(西元 1999 年 12 月 22 日)

昭和 23・7・10・法律 124 号
改正平成 2・6・19・法律 33 号——(施行=平 2 年 8 月 25 日)
改正平成 3・10・5・法律 93 号——(施行=平 4 年 7 月 1 日)
改正平成 11・7・16・法律 87 号——(施行=平 12 年 4 月 1 日)
改正平成 11・12・8・法律 151 号——(施行=平 12 年 4 月 1 日)
改正平成 11・12・22・法律 160 号——(施行=平 13 年 1 月 6 日)

* 「大麻管制法」乃日本麻藥五法之一，主要針對大麻之栽種、流通及研究等程序進行嚴格管制，並設刑事罰則防止大麻遭非法流用，可供國內學界及大麻管制實務參考。

本譯稿之完成，誠摯感謝行政院衛生署管制藥品管理局簡局長俊生、蔡組長文瑛及李科長聰輝等人指導，惟文責仍由譯者自負。

** 張傑雄，國立政治大學法律系暨風險管理與保險系雙學士，國立政治大學風險管理與保險研究所法律組碩士，日本語能力試驗一級合格，現任行政院衛生署管制藥品管理局研究人員。

第一章總則

第 1 章 總 則

第一條

本法所稱之大麻，係指大麻草及其製品。但大麻草成熟的莖及其製品〔除（萃取液）樹脂外〕以及大麻草種子及其製品除外。

第 1 条 この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した莖及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品を除く。

第二條

本法所稱之「大麻處理者」，係指大麻栽種者及大麻研究人員。

本法所稱之「大麻栽種者」，係指受地方都道府縣許可，以採收纖維或種子爲目的，而栽種大麻草者。

本法所稱之「大麻研究人員」，係指受地方都道府縣知事之許可，以研究大麻爲目的栽種以及使用大麻草者。

第 2 条 この法律で「大麻取扱者」とは、大麻栽培者及び大麻研究者をいう。

2 この法律で「大麻栽培者」とは、都道府県知事の免許を受けて、繊維若しくは種子を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。

3 この法律で「大麻研究者」とは、都道府県知事の免許を受けて、大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する者をいう。

第三條

非大麻處理者，不得持有、栽種、受讓、轉讓、或爲研究而使用大麻。

依本法規定得持有大麻者，不得將之使用於原本持有大麻目的以外之目的。

第 3 条 大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない。

2 この法律の規定により大麻を所持することができる者は、大麻をその所持する目的以外の目的に使用してはならない。

第四條

任何人皆不得爲下列行爲：

一、輸入大麻或輸出大麻。（大麻研究人員經厚生勞動大臣核准，輸入或輸出大麻時，不在此限。）

二、使用大麻製成之藥品，或爲使用而交付。

三、施用大麻製成之藥品。

四、進行大麻相關廣告，但刊載醫事、藥事或自然科學相關報導，以醫藥人士（指醫藥相關人員或從事自然科學研究相關人員，以下各款亦同。）爲對象之報紙或雜誌爲廣告者，不在此限。

大麻研究人員依前項第一款規定申請取得大麻輸入或輸出許可時，應依厚生勞動省令之規定，由研究機構所在地之都道府縣知事層轉，向厚生勞動大臣提出申請書。

第4条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

1. 大麻を輸入し、又は輸出すること（大麻研究者が、厚生労働大臣の許可を受けて、大麻を輸入し、又は輸出する場合を除く。）

2. 大麻から製造された医薬品を施用し、又は施用のため交付すること。

3. 大麻から製造された医薬品の施用を受けること。

4. 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。以下この号において同じ。）向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、大麻に関する広告を行うこと。

《改正》平 11 法 160

2 前項第1号の規定による大麻の輸入又は輸出の許可を受けようとする大麻研究者は、厚生労働省令で定めるところにより、その研究に従事する施設の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に申請書を提出しなければならない。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

第二章 許 可

第2章 免 許

第五條

申請爲大麻處理者，應依厚生勞動省令之規定，取得都道府知事之許可。

有下列各款之情形者，不予許可：

一、麻藥、大麻或鴉片成癮。

- 二、受徒刑以上之刑。
- 三、成年受監護人、受保護人或未成年人。

第 5 条 大麻取扱者になろうとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の免許を受けなければならない。

《改正》平 11 法 160

- 2 次の各号のいずれかに該当する者には、大麻取扱者免許を与えない。
- 1. 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
 - 2. 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 3. 成年被後見人、被保佐人又は未成年者

《改正》平 11 法 151

第六條

都道府県應設置大麻處理者名冊，登載大麻處理者許可之相關事項。
依前項規定應登載之事項，以厚生勞動省令定之。

第 6 条 都道府県に大麻取扱者名簿を備え、大麻取扱者免許に関する事項を登録する。

- 2 前項の規定により登録すべき事項は、厚生労働省令でこれを定める。
- 《改正》平 11 法 160

第七條

都道府県知事核發大麻處理者許可時，應登載於大麻處理者名冊，並交付大麻處理者許可證。
前項許可證，不得轉讓或借貸。

第 7 条 都道府県知事は、大麻取扱者免許を与えるときは、大麻取扱者名簿に登録し、大麻取扱者免許証を交付する。

- 2 前項の免許証は、これを譲り渡し、又は貸与してはならない。

第八條

大麻處理者許可之有效期間，自許可日起至同年十二月三十一日止。

第 8 条 大麻取扱者免許の有効期間は、免許の日からその年の 12 月 31 日までとする。

第九條（刪除）

第 9 条 削除

《削除》平 11 法 087

第十條

大麻處理者於許可遭撤銷或廢止時，應依厚生勞動省令之規定，向地方都道府縣知事申報之。

大麻處理者死亡或解散時，繼承人（繼承人不明時，為繼承財產之管理人。以下亦同。）或清算人，應依厚生勞動省令之規定，向地方都道府縣知事申報之。

地方都道府縣知事在有第一項之申請或前項之提出時，應塗銷大麻處理者名冊之登記。

大麻處理者，依本法第十八條之規定遭撤銷或廢止大麻處理者許可時，或因其他原因失其效力時，必須將大麻處理者許可繳還地方都道府縣知事。

大麻處理者於大麻處理者名冊之登載事項變更時，應於十五日內向地方都道府縣知事提出。

大麻處理者之許可證毀損或遺失時，應於十五日內載明其事由，許可證毀損者並附上該毀損之許可證，向地方都道府縣知事申請補發。

大麻處理者依前項規定取得補發之許可證後，又發現遺失之許可證時，應於十五日內，將該許可證繳還地方都道府縣知事。

第 10 条 大麻取扱者は、免許の取消を受けようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

《改正》平 11 法 160

2 大麻取扱者が死亡又は解散したときは、相続人（相続人のあることが明らかでないときは、相続財産の管理人。以下同じ。）又は清算人は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

《改正》平 11 法 160

3 都道府県知事は、第 1 項の申請又は前項の届出があつたときは、大麻取扱者名簿の登録をまつ消する。

4 大麻取扱者は、大麻取扱者免許が第 18 条の規定により取り消され、その他その効力を失つたときは、大麻取扱者免許証を都道府県知事に返納しなければならない。

5 大麻取扱者は、大麻取扱者名簿の登録事項に変更を生じたときは、15 日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

6 大麻取扱者は、免許証をき損し、又は忘失したときは、15 日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその免許証を添えて、都道府県知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

7 大麻取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15 日以内に、都道府県知事にその免許証を返納しなければならない。

第十一條（刪除）

第 11 条 削除

《削除》平 11 法 087

第三章 大麻處理者

第 3 章 大麻取扱者

第十二條（刪除）

第 12 条 削除

第十三條

大麻栽種者不得轉讓大麻予大麻處理者以外之人。

第 13 条 大麻栽培者は、大麻を大麻取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第十四條

大麻栽種者不得將大麻攜出大麻栽培地以外之地，但經地方都道府縣知事之核准者，不在此限。

第 14 条 大麻栽培者は、大麻をその栽培地外へ持ち出してはならない。但し、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

第十五條

大麻栽種者應於每年一月三十日之前，向地方都道府縣知事報告下列事項：

- 一、前一年度大麻草的栽種面積。
- 二、前一年度所採收的大麻草纖維數量。

第 15 条 大麻栽培者は、毎年 の 1 月 30 日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

- 1. 前年中の大麻草の作付面積
- 2. 前年中に採取した大麻草の繊維の数量

第十六條

大麻研究人員不得轉讓大麻予他人。但經中央厚生勞動大臣許可，或轉讓予其他大麻研究人員時，不在此限。

大麻研究人員依前項但書規定申請大麻受讓許可，應依中央厚生省令之規定，由其研究機構所在地之都道府縣知事層轉，向厚生勞動大臣提出申請書。

第 16 条 大麻研究者は、大麻を他人に譲り渡してはならない。ただし、厚生労働大臣の許可を受けて、他の大麻研究者に譲り渡す場合は、この限りでない。

《改正》平 11 法 160

2 前項ただし書の規定による大麻の譲渡しの許可を受けようとする大麻研究者は、厚生労働省令で定めるところにより、その研究に従事する施設の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に申請書を提出しなければならない。

《追加》平 11 法 087

《改正》平 11 法 160

第十六條之二

大麻研究人員應於其研究機構設置簿冊，並登載下列事項：

- 一、採收、轉讓或銷毀大麻之品名、數量，及日期。
 - 二、爲研究而使用，或因研究成果所生之大麻品名、數量及日期。
- 大麻研究人員之簿冊應自最終記載日起保存兩年。

第 16 条の 2 大麻研究者は、その研究に従事する施設に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 1. 採取し、譲り受け、又は廃棄した大麻の品名及び数量並びにその年月日
- 2. 研究のため使用し、又は研究の結果生じた大麻の品名及び数量並びにその

年月日

2 大麻研究者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から 2 年間、保有しなければならない。

第十七條

大麻研究人員應於每年一月三十日前，向地方都道府縣知事報告下列事項：

- 一、前一年度年初所持有的大麻品名及數量。
- 二、前一年度大麻草之栽種面積
- 三、前一年度採收、或受讓之大麻品名及數量。
- 四、前一年度爲研究而使用的大麻品名及數量，以及研究結果所產生之大麻品名及數量。
- 五、前一年度年末所持有的大麻品名及數量。

第 17 条 大麻研究者は、毎年 1 月 30 日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に報告しなければならない。

1. 前年の初めに所持した大麻の品名及び数量
2. 前年中の大麻草の作付面積
3. 前年中に採取し、又は譲り受けた大麻の品名及び数量
4. 前年中に研究のため使用した大麻の品名及び数量並びに研究の結果生じた大麻の品名及び数量
5. 前年の末に所持した大麻の品名及び数量

第 4 章 監 督

第十八條

大麻處理者犯與其業務相關之罪，或爲不正行爲時，地方都道府縣知事得撤銷或廢止其大麻處理者之許可。

第 18 条 大麻取扱者がその業務に関し犯罪又は不正の行為をしたときは、都道府県知事は大麻取扱者免許を取り消すことができる。

第十九條（刪除）

第 19 条 削除

第二十條

歸屬國庫之大麻，厚生勞動大臣得爲必要之處分。

第 20 条 厚生労働大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻について必要な処分をすることができる。

《改正》平 11 法 160

第二十一條

厚生労働大臣或都道府縣知事，於大麻管理上有特別必要時，得要求大麻處理者及其他關係人爲必要之報告，或命麻藥管制官、麻藥管制員或其他職員，進入栽種地、倉庫、研究室，或其他與大麻相關的場所，檢查相關事務之狀況、簿冊文件或其他物件，或者爲實驗之需要，要求無償徵收必要最小份量的大麻。

麻藥管制官、麻藥管制員或其他職員，依前項規定進入檢查或徵收時，應攜帶證明其身份之證件，關係人得要求其出示證件。

第一項之相關權限，不得解釋爲因犯罪搜查而爲之。

第 21 条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、大麻の取締りのため特に必要があるときは、大麻取扱者その他の関係者から必要な報告を求め、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の職員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻に関係ある場所に立ち入り、事務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験のため必要な最小分量に限り大麻を無償で収去させることができる。

《改正》平 11 法 160

2 麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員が前項の規定により立入検査又は収去をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 雜項規定

第 5 章 雜 則

第二十二條

都道府縣知事依本法核准大麻許可與其他管理上所需之費用，應由都道府縣政府

支應。

第 22 条 都道府県は、この法律に基き都道府県知事が行う免許その他大麻取締に要する費用を支弁しなければならない。

第二十二條之二

本法所規定之許可或核准，得附條件及變更事項。

前項之條件，以防止因大麻濫用發生保健衛生上之危害，在必要的最小限度範圍內爲限，且不得對受許可或核准者課予不當義務。

第 22 条の 2 この法律に規定する免許又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、免許又は許可を受ける者に対し不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第二十二條之三

厚生労働大臣得輸入或受讓供大麻相關犯罪鑑識之用的大麻，不受本法之限制。

厚生労働大臣依前項規定輸入或受讓之大麻，交予負責犯罪鑑識之國家或都道府縣政府。

前項機關依同項規定取得厚生労働大臣交付之大麻後，於該機關服務之職員，得爲犯罪鑑識使用或持有之。

依第二項規定由厚生労働大臣交付受讓大麻之機關首長，應備其帳簿、於其上記載大麻相關犯罪鑑識而使用之大麻品名、數量、日期及其他厚生労働省令規定之事項。

厚生労働大臣受外國政府要求提供大麻相關犯罪鑑識之用之大麻時，得將依第一項規定輸入之大麻，或受讓之大麻，或依法另規定歸屬於國庫之大麻，輸出至該外國政府，不受本法限制。

第 22 条の 3 厚生労働大臣は、この法律の規定にかかわらず、大麻に関する犯罪鑑識の用に供する大麻を輸入し、又は譲り受けることができる。

《改正》平 11 法 160

2 厚生労働大臣は、前項の規定により輸入し、又は譲り受けた大麻を、大麻に関する犯罪鑑識を行う国又は都道府県の機関に交付するものとする。

《改正》平 11 法 160

3 前項の機関に勤務する職員は、当該機関が同項の規定により厚生労働大臣

から交付を受けた大麻を、大麻に関する犯罪鑑識のため、使用し、又は所持することができる。

《改正》平 11 法 160

4 第 2 項の規定により厚生労働大臣から大麻の交付を受けた機関の長は、帳簿を備え、これに、大麻に関する犯罪鑑識のため使用した大麻の品名及び数量並びにその年月日その他厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

《改正》平 11 法 160

5 厚生労働大臣は、外国政府から大麻に関する犯罪鑑識の用に供する大麻を輸入したい旨の要請があつたときは、この法律の規定にかかわらず、第 1 項の規定により輸入し、若しくは譲り受けた大麻又は法令の規定により国庫に帰属した大麻を、当該外国政府に輸出することができる。

《改正》平 11 法 160

第二十二條之四

都道府縣依第四條第二項、第十四條、第十六條第二項及第二十一條第一項之規定處理之事務，爲地方自治法第二條第九項第一款所規定之法定受託事務。

第 22 条の 4 第 4 条第 2 項、第 14 条、第 16 条第 2 項及び第 21 条第 1 項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

《追加》平 11 法 087

第二十二條之五

本法所規定之厚生労働大臣權限，得依厚生労働省令之規定，委由予地方厚生局長。

依據前項規定委任地方厚生局長之權限，得依厚生労働省令之規定，委任予地方厚生分局長及地方麻酔藥品管理分所所長。

第 22 条の 5 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

《追加》平 11 法 160

《改正》平 11 法 160

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長又は地方麻薬取締支所の長に委任することができる。

《追加》平 11 法 160

《改正》平 11 法 160

第二十三條

關於本法施行之必要事項，除本法之規定外，以厚生勞動省令定之。

第 23 条 この法律に定めるものを除き、この法律を施行するため必要な事項は、厚生労働省令でこれを定める。

《改正》平 11 法 160

第 6 章 罰 則

第二十四條

擅自栽種大麻、從外國輸入以及由本國或外國輸出大麻者，處七年以下有期徒刑。以營利目的犯前項之罪者，處十年以下有期徒刑，或依情節處十年以下有期徒刑併科三百萬元以下罰金。

前兩項之未遂犯，罰之。

第 24 条 大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、7 年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、10 年以下の懲役に処し、又は情状により 10 年以下の懲役及び 300 万円以下の罰金に処する。

3 前 2 項の未遂罪は、罰する。

第二十四條之二

擅自持有、轉讓以及受讓大麻者，處五年以下有期徒刑。

以營利爲目的犯前項之罪者，處七年以下有期徒刑，或依情節處七年以下有期徒刑及二百萬元以下罰金。

前二項之未遂犯，罰之。

第 24 条の 2 大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、5 年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、7 年以下の懲役に処し、又は情状により 7 年以下の懲役及び 200 万円以下の罰金に処する。

3 前 2 項の未遂罪は、罰する。

第二十四條之三

有下列各款情形之一者，處五年以下有期徒刑。

- 一、違反第三條第一項以及第二項之規定之大麻使用者。
- 二、違反第四條第一項之規定，使用由大麻製造之藥品，或為使用而交付及施用者。
- 三、違反第十四條之規定者。

以營利為目的違反前項之行爲者，處七年以下有期徒刑，或依情節處七年以下有期徒刑以及二百萬元以下罰金。

前二項之未遂犯，罰之。

第 24 条の 3 次の各号の一に該当する者は、5 年以下の懲役に処する。

1. 第 3 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、大麻を使用した者
2. 第 4 条第 1 項の規定に違反して、大麻から製造された医薬品を施用し、若しくは交付し、又はその施用を受けた者
3. 第 14 条の規定に違反した者

《改正》平 11 法 087

2 営利の目的で前項の違反行為をした者は、7 年以下の懲役に処し、又は情状により 7 年以下の懲役及び 200 万円以下の罰金に処する。

3 前 2 項の未遂罪は、罰する。

第二十四條之四

預備犯第二十四條第一項以及第二項之罪者，處三年以下有期徒刑。

第 24 条の 4 第 24 条第 1 項又は第 2 項の罪を犯す目的でその予備をした者は、3 年以下の懲役に処する。

第二十四條之五

犯第二十四條至前條之罪，犯人所有或持有之大麻，沒收之。但犯人以外之人所有時得不沒收。

有關前項規定之罪（除第二十四條之三所定罪行外），得沒收用以搬運大麻之船舶、飛機或車輛。

第 24 条の 5 第 24 条から前条までの罪に係る大麻で、犯人が所有し、又は所持するものは、沒收する。ただし、犯人以外の所有に係るときは、沒收しない

ことができる。

2 前項に規定する罪（第 24 条の 3 の罪を除く。）の実行に関し、大麻の運搬の用に供した艦船、航空機又は車両は、没収することができる。

第二十四條之六

明知且提供第二十四條第一項或第二項之罪所需資金、土地、建物、船舶、飛機、車輛、設備、機械、器具以及原料（包含大麻種子），或是搬運者，處三年以下有期徒刑。

第 24 条の 6 情を知つて、第 24 条第 1 項又は第 2 項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、航空機、車両、設備、機械、器具又は原材料（大麻草の種子を含む。）を提供し、又は運搬した者は、3 年以下の懲役に処する。

第二十四條之七

仲介轉讓或受讓犯第二十四條之二之罪之大麻者，處二年以下有期徒刑。

第 24 条の 7 第 24 条の 2 の罪に当たる大麻の譲渡しと譲受けとの周旋をした者は、2 年以下の懲役に処する。

第二十四條之八

第二十四條、第二十四條之二、第二十四條之四、第二十四條之六以及前條之罪，從刑法第二條之例。

第 24 条の 8 第 24 条、第 24 条の 2、第 24 条の 4、第 24 条の 6 及び前条の罪は、刑法第 2 条の例に従う。

第二十五條

有下列各款情形之一者，處一年以下有期徒刑或二十萬元以下罰金。

一、違反第四條第一項之規定，爲關於大麻之廣告。

二、違反第七條第二項之規定。

三、未依據第十五條以及第十七條之規定報告，或爲不實之報告。

前項刑罰可依情節併科之。

第 25 条 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰

金に処する。

1. 第4条第1項の規定に違反して、大麻に関する広告をした者
2. 第7条第2項の規定に違反した者
3. 第15条又は第17条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

《改正》平11法087

- 2 前項の刑は、情状によりこれを併科することができる。

第二十六條

有下列各款情形之一者，處十萬元以下之罰金。

- 一、未依據第十條第二項之規定提出者。
- 二、違反第十條第四項或第七項之規定。
- 三、違反第十六條之二第一項之規定、未備置帳簿或帳簿未登載或登載不實。
- 四、違反第十六條之二第二項之規定，未保存帳簿。
- 五、拒絕、妨礙或逃避依第二十一條第一項之規定之進入、檢查或沒入。

第26条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

1. 第10条第2項の規定による届出をしなかつた者
2. 第10条第4項又は第7項の規定に違反した者
3. 第16条の2第1項の規定に違反して、帳簿を備えず、又は帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
4. 第16条の2第2項の規定に違反して、帳簿の保存をしなかつた者
5. 第21条第1項の規定による立入り、株主又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七條

法人之代表人或法人，或自然人之代理人及其他從業人員，關於該法人之或自然人之業務，犯第二十四條第二項、第三項或第二十四條之二第二項、第三項之罪者，或者行為違反第二十四條之三第二項、第三項或前二條者，除處罰行為人外，對該法人或自然人亦處以本法各條之罰金。

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第24条第2項若しくは第3項若しくは第24条の2第2項若しくは第3項の罪を犯し、又は第24条の3第2項若しくは第3項若しくは前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。